

個人情報保護委員会事務局
非常勤職員（金融分野）募集要項

令和 7 年 8 月 18 日
個人情報保護委員会

1 採用内容

（１）採用予定人数：１名

（２）採用予定日：令和 7 年 10 月 1 日（水）以降

※詳細については、相談の上決定

2 業務内容

個人情報保護委員会の業務のうち、①個人情報の保護及び適正かつ効率的な活用に関する業務、②「個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）に規定する「個人情報保護委員会」が行う監視・監督等に係る調査・検討業務等。

3 応募資格

大卒以上の学歴（又はこれと同等以上の学力）を有する者のうち、①金融・会計分野に関する一定の知識、②同分野に係る実務経験（５年以上）を有するとともに、③個人情報保護法及び番号法に関する一定の知識・経験、④職務内容を遂行するために必要とされる専門的な知識・経験又は優れた識見を有すること。

なお、以下に該当する者は応募できませんので、予めご了承ください。

（１）日本の国籍を有しない者

（２）国家公務員法第 38 条の規定により国家公務員となることができない者

- ・ 禁錮（令和 7 年 6 月 1 日以降は、拘禁刑）以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
- ・ 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
- ・ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ・ 平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

4 応募方法

（１）提出書類

① 志望動機（1,000～1,200 字程度、記載形式自由）

② 履歴書 1 通

- ・ 書式自由

- ・ 写真（６ヶ月以内に撮影したもの）貼付
 - ・ 職務経歴（期間、勤務先、職種、詳細な業務内容等）を記載
 - ・ 日中確実に連絡がつく連絡先（電話番号、メールアドレス等）を必ず明記
- ※ 応募書類は返却いたしません。（責任廃棄）

（２）提出方法

以下の個人情報保護委員会ホームページに掲載のフォームより、氏名、連絡先を記入し、送信してください。

＜個人情報保護委員会 HP：その他の採用＞

<https://www.ppc.go.jp/news/recruit/part-time/>

（３）提出締切

令和７年９月１日（月）必着

（４）問い合わせ先

〒 100-0013

東京都千代田区霞が関３－２－１ 霞が関コモンゲート西館32階

個人情報保護委員会事務局総務課人事第１係

電話 03-6457-9617

（５）個人情報の取扱い

ご提出いただいた履歴書等の個人情報は、採用活動の目的にのみ利用します。
また、個人情報保護法により適切に取り扱います。応募の秘密については厳守いたします。

５ 選考方法

選考委員により、以下の方法で選考を行います。

- ① １次選考 書類審査
- ② ２次選考 面接審査

※ 書類審査（１次選考）の後、面接（２次選考）を行うこととなった方のみ、
２次選考の日時・場所等をご連絡させていただきます。

６ 勤務条件

- ① 勤務地：東京都千代田区霞が関３－２－１ 霞が関コモンゲート西館32階、34階
個人情報保護委員会事務局

※ 令和７年１１月の移転により勤務地は以下のとおり通り変更となります。
東京都港区虎ノ門２丁目２－３ 虎ノ門アルセアタワー１２階

- ② 勤務時間等：１日５時間45分
(10:00～12:00、13:30～17:15)
土・日・祝日及び年末年始（12月29日～１月３日）は休み

- ③ 任期：原則として採用日から１年間
※ なお、職務状況によって任期更新もあり得ます。

- ④ 給与等：日給 10,490円～12,670円（職務経歴による）
通勤手当 常勤職員の取扱いに準じ支給
(上限あり：１ヶ月当たり150,000円以内)

(出勤日に応じて支給)

※ マイカー出勤不可

住居手当 1週間の勤務時間が15時間30分を超える場合、1ヶ月当たり
28,000円を上限とし支給

超過勤務手当 実績に応じて支給

※ 昇給はありません。

※ 賞与は一定の条件を満たした場合に支給

[年2回(6月及び12月)]

※ 社会保険適用(国家公務員共済組合の短期給付(健康保険、介護保険)、厚生年金保険及び雇用保険)

7 留意事項

採用後、当該非常勤職員の現に所属するか又は過去2年間に所属していた事業者等に関連する案件は担当できません。

また、担当とする業務の決定は、国民の一部に対して有利な取扱いをするなど不当な差別的取扱いのないよう、公正な職務を執行するために、過去の職歴、所属機関等を勘案の上、行うこととします。